

食料・農業・農村政策審議会 農村振興分科会

農業農村整備部会平成18年度第2回企画小委員会 議事録

日時：平成18年8月28日（月）13：30～15：30

場所：飯野ビル8階 農林水産省第4～6会議室

○角田 事業計画課長

本日はお忙しい中、委員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から、農業農村整備部会平成18年度第2回企画小委員会を開催します。本日、宮城道子委員、鷺谷いづみ委員、樋野信治委員、木内正勝委員におかれましては、所用によりご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、事務局側に人事異動がございましたので、ご紹介します。

斎藤 企画部長でございます。

山下 整備部長でございます。

坂本 農村政策課長でございます。

大角 土地改良企画課長でございます。

仲家 地域整備課長でございます。

それでは、以降の議事の進行につきましては、三野小委員長にお願いします。

○三野 小委員長

それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、「国と地方との適切な役割分担」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○角田 事業計画課長

それでは、資料1 1、1 2を使いまして、「国と地方との適切な役割分担」についてご説明します。

資料1 1の1ページをご覧下さい。

前回の第1回小委員会で、委員の皆様方からさまざまご質問をいただいています。

こうしたご質問への回答も含めて、今後の議論のベースとなる事項について、「 ．基本的事項」で整理しています。その上で、「 ．土地改良事業の改革の方向性」、「 ．今後の改革の方向性」と論を進めていき、本論である「 ．国営事業と都道府県営事業の役割」について説明します。

2ページは、「特別会計改革の位置付け」です。

先般、宮城委員からもその基本的なところについてのご指摘をいただいています。

特別会計は全体で31ありますが、事業の性格から事業特別会計、資金運用特別会計、整理区分特別会計の3つのカテゴリーに分けられます。この中で国営土地改良事業特別会計は、公共事業特別会計の1つに位置づけられています。

今回の特別会計改革のねらいは、特別会計全体は積立金や剰余金が多いという指摘があり、これらを精査しスリム化する。それによって、財政健全化に努めていくというのが行政改革の重要方針、閣議決定された内容です。

3ページは、31の特別会計改革の方向です。

大きく3つの方向性に分かれ、独立行政法人化等、一般会計に統合、特別会計同士の統合といった改革を計画的に進め、平成22年度まで改革を推進するということです。

国営土地改良事業特別会計は、一般会計からの繰り入れ比率が高いことから、一般会計に統合するという整理がなされました。

4ページは、今回の特別会計改革と国と地方の役割分担を見直すこととは、どのような関係にあるのかということです。第1回小委員会でもご説明していますが、改めて整理しています。行政改革推進法の中に、特別会計の改革は特別会計の統廃合だけではなくて、経理されている事務・事業の合理化・効率化を図ることによって行われるものだと規定されています。このため、土地改良事業に関しては、食料・農業・農村基本計画の進捗状況を踏まえて、国と地方の役割分担について平成18年度末までに検討する。事務・事業の合理化・効率化を、国と地方の役割分担の見直しのところで受ける整理がなされました。

5ページは、「国営土地改良事業特別会計のあらまし」です。

先般、樋野委員から予算規模も含めて、国営土地改良事業特別会計の全体像を示して欲しいとのご指摘をいただいたところですが、資料にあるとおり国営土地改良事業特別会計の規模は約5,200億円です。このうち、事業費は約3,300億円で、歳出の赤色部分が事業費に区分されています。この事業に必要な歳入は、一般会計からの受け入れが約2,700億円で、黄色が塗られています。この黄色部分は一般会計から受け入れて、事業費の中の国の負担部分、市町村・農家負担の立て替え部分に使われています。

青色部分は財投からの借り入れになっており、約320億円。これは県費の負担分になりますが、平成10年以前の着工地区では、県の負担分は財政投融資資金からの借り入れで行うということで、この青色部分があります。

緑色部分は「土地改良事業費負担金」で、約240億円です。これは、平成11年度以降の着工分については、県の負担分は県から直入するという仕組みに変わっており、県からの直入分がこの緑色部分という整理です。これ以外にもいわゆる償還がありまして、受益者、市町村、都道府県からの過年度分の事業の償還を特別会計の中で経理しており、約1,800億円です。特別会計はこのように経理を円滑に行うことを目的とするもので、積立金や剩余金はほとんどありません。

6ページにあるように他の公共事業の特別会計では、特定財源や事業収入で運営されているものもありますが、国営土地改良事業特別会計は、特定財源や事業収入はなく、経理の円滑化を行うことが目的であることがおわかりいただけると思います。

7ページは、「土地改良事業の制度的根拠」で、多賀谷委員をはじめいろいろご質問をいただいている。

まず、土地改良法に基づく土地改良事業に関する国の負担について、地方財政法上の分類で整理すると、土地改良法に基づく土地改良事業は、国が義務的に支出する国庫負担金に分類されます。地方財政法第10条、第11条に規定されています。他方、土地改良法に基づかない生活環境整備等に関する事業については、奨励的な補助金ということで、地方財政法第16条に位置づけられます。

8ページは、「都道府県・市町村負担の法的根拠」です。

これはそれぞれ土地改良法に位置づけられており、特に国営事業、都道府県営事業における市町村負担については、平成3年に土地改良法の改正を行ったときに初めて位置づけられました。この法改正をきっかけとして、県・市町村の標準的な負担の水準をガイドラインとして定め、それに対して地方財政措置を講ずる。事業費補正方式といって、実際の地方公共団体の負担割合に応じた財政措置が講じられるという改革がなされました。右側の表にあるとおり、国の負担割合については土地改良法施行令で定められています。

9ページは、土地改良事業の建設と管理について、前回いろいろご議論がありましたので、それに関して整理したものです。

土地改良法における事業の種類は、施設の新設、管理、廃止または変更の4つに区分けされます。下の表にあるとおり、新設は、ダム、頭首工といった施設を新たにつくる行為です。変更は、施設の機能を拡大したり縮小する行為で、この中には施設の耐用年数を延ばすために施設を更新するものも含まれます。新設と更新を含む変更は、大きな工事を伴うことから建設事業として整理され、同じ事業制度で実施しています。

それに対して管理は、施設の維持、保存、運用を行う行為で、具体的には若干の補修や修繕などが中心です。大きな工事を伴うものではないので、建設事業とは別の事業体系でなされています。

10ページは、施設管理の現状です。

施設管理についての国の支援の状況は、国営造成施設ですが基本的に直接的な利益を受ける土地改良区が管理するのが効率的であるということで、土地改良区へ管理委託することが原則になっています。国の支援は限定的で、例えば、混住化で水路が農業目的だけではなくて地域の用排水を受け持つといった役割が増大している、あるいは多面的機能が多くなってきていることから、公的管理・公的支援がなされています。大きなものについては、県・市町村管理がなされていたり、土地改良区に対する一定の支援も行っています。

11ページは、農業農村整備の予算構造で、松谷委員、多賀谷委員などからお尋ねがあつたところです。

まず、「予算の構成の推移」は、公共事業の縮減などにより平成18年度の予算は、平成9年度のピークに比べて38%の減になっています。これは三位一体改革に対応した補助金のスリム化、あるいは交付金という対応によって農村整備が大きく減っている。このグラフでいうと、黄色の部分が大幅に減っているのがおわかりになると思います。相対的に、生産基盤部分、保全管理部分が重点化されてきています。ちなみに生産基盤の比率は、平成9年度の49%から平成18年度は57%に増えています。また、国営事業の比率は平成9年度の25%が平成18年度では38%に上昇しています。

12ページは、農業農村整備事業全体における国・県・市町村・農家ごとの投資実績の推移です。平成3年度からガイドラインが決まって、地財措置が導入されて以降、農家の負担が減り市町村の負担が増えている状況です。

13ページは、地方圏と三大都市圏における農業農村整備の投資実績と財政力の関係をみたものです。地方圏では、農地・農業水利ストックの賦存量は大きく、また、農業農村整備関連の行政投資も財政力の低い地方圏で大きくなっているという客観的な事実があるということです。

14ページは、農地・農業水利といった農業のインフラについて、国際比較を行ってみよと、黒川委員からご指摘があったところです。西欧と日本の農業条件を比較すると、西欧は一定の降雨、畑作農業が中心。それに対して日本は降雨変動が非常に大きく地形も急峻であることから、一気に流れ出してくるような水を上手く蓄え使いながら農業をやってい

く必要がある。そういう特質から水田農業が非常に発達しています。従って、日本はヨーロッパに比べてかんがい率が非常に高いということと、面積当たりの農業用水量も圧倒的に大きくなっているという違いがあります。また、経営規模でみると日本は分散錯闇といった条件から、経営規模が小さく構造改革が急がれる状況にあります。

15ページは、こうした農業条件の違いから農地や水といった農業インフラに対する投資、GDP比でみると畑作中心のヨーロッパ地域における農業では小さく、水田中心のアジアモンスーン地域は大きくなる傾向があります。

16ページでは、西欧と日本の農業農村整備施策の変遷を大まかに比較しました。

戦後、食料増産、構造改革、そして環境の重視といった流れは、時間差はありますが共通したものです。EUでは1975年から直接支払いを導入し、その内容も拡充してきています。我が国では、2000年に中山間地域等直接支払い制度を導入したということと、2007年度からは、地域の農地・水・環境を保全して質を向上していくために、地域共同の活動に対する新たな支援策を導入することになっており、これは日本の農業実態に即した独自の施策であると考えています。

以上が前回のご質問に対するご回答中心の資料で、17ページからは食料供給についての国の役割について整理したものです。

我が国は大量の食料を輸入しており、これは輸入食料の生産に必要な農地や水を海外に依存していることと全く同じです。将来の食料需給の問題、食料安全保障の観点から、国内の農地・水の確保が非常に重要になっています。

18ページは、農業水利ストックと食料の各県の国内生産額に占める割合、寄与度との関係をみるとこのような相関があります。ここで申し上げておきたいのは、例えば北海道や新潟県は農業水利ストックの蓄積も非常に大きく、こうした農業水利ストックの大きい県は、県の範囲を越えて国民全体に対して食料供給を行っているという性格があると思われますが、一方ストックの小さい県については、他の県の食料供給力に依存しているということが言えるのではないか。そうすると、農業水利ストックの整備は国全体の視点から行っていかないと、国全体としての食料供給量の確保にはつながっていないのではないかという問題意識がここから読み取れるものと思います。

19ページは、我が国の農地と水の現状です。

このような貴重な資源である農地ですが、過去610万ヘクタールをピークとして、現在470万ヘクタールに減少しています。この間、農地のかい廃が210万ヘクタール、逆に造成

が120万ヘクタールあったわけですが、現在は大規模な農地造成は行っていませんので、今ある農地をいかに守っていくかということが重要になります。

農振農用地区域内の農地面積は407万ヘクタール、安定的な用水供給機能が備わっている優良農地は 247万ヘクタールですので、これらを見据えた施策が必要なのではないか。

事実、食料・農業・農村基本法の第24条にもこうした観点から国は、良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保して、それに必要な基盤整備などの施策を講ずることが必要だといった位置づけがなされています。

20ページは、農業水利の問題です。

日本の気候・風土に適した仕組みということで発展して、現在地球約10周分、約40万キロの水利システムができ上がっており、これをいかに守って次世代に継承していくかということですが、現在農業農村整備事業の50%近くは、こういった維持更新に向かっています。

21ページからは、平成10年、平成14年の過去 2 度にわたって、国と地方の役割分担について大きな議論があり一定の整理がなされていますが、今回の見直しに当たっては、それ以降の状況の変化や、これまでの見直しを含めた改革の方向がどこまでできているのかということを踏まえる必要があるのではないかということで整理したものです。

この間の一番大きな変化として、予算規模が大きく縮小してきている。これは農業農村整備事業だけではなくて、公共事業全体がそのような状況にある中で、何を重点化していくかということで、水利施設の更新、水田・畑の整備を重点化してきています。

22ページは、地方の裁量の拡大です。

地方分権に対する取り組みという意味では、これまで生活環境の整備を中心に地方の裁量確保について相当取り組んできています。特に平成17年度からは、道整備、汚水処理施設整備の分野について国土交通省の事業とあわせ内閣府に一括計上するといった新たな交付金制度も創設しています。

23ページは、事業の透明性の確保です。

土地改良法の創設以来行っている事前評価に加え、再評価、事後評価という取り組みを導入しているということと、事前評価に際して特に事業の採択に当たっては、定量的な評価手法も導入していくこうという改革を行っています。

24ページは、費用対効果分析手法の見直しです。

費用対効果分析についても大幅な見直しを検討中であり、これは本日の後半のテーマに

なりますが、このような改革を行っています。

25ページは、コスト縮減の問題です。

政府全体の方針に従って目標を達成してきているということと、入札・契約の改革にも取り組んで一般競争の占める割合を相当上げてきている状況です。

26ページ以降は、「今後の改革の方向性」です。

特に今回の見直しに当たっては、食料・農業・農村基本計画における施策の推進状況をよく見極めて、その役割分担のあり方を検討するという位置づけになっていますので、現在の施策の推進方向について整理したものです。また、このことについては、昨年1年間企画小委員会でも新たな農業農村整備の方向についてご議論いただき報告書にまとめていますので、基本的にはその流れのものです。

26ページは、農業農村の構造改革の加速化に資する基盤整備と経営体の育成という視点、環境に配慮した地域づくり、安全・安心の視点を取り入れた基盤整備を行っていくということです。

27ページは、特に今後、膨大な農業水利ストックを効率的に更新整備していくことが重要な課題ですので、機能診断、予防保全といった対策で施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減による適切な更新整備を行っていくということです。

28ページは、地域のニーズに即した整備を行っていこうということで、高品質の農産物を生産することや、輸出、ブランド化といった攻めの農業に対応した整備を行うなど、ここは県の取り組みが中心になってくるものと思います。

以上が基本的な整理ですが、29ページ以降は、国営事業と都道府県営事業の役割分担という本論です。本日は、今後この役割をいろいろ議論していただく上で、その導入に当たる部分についてご説明したいと思います。

国営事業の役割は、基本的には大規模な優良農業地域を対象にして、基幹的な施設の整備を集中的に実施する。ダムや大きな頭首工、基幹的な水路、大きな排水機場といった基幹的な施設を国でつくり、県は国営事業の進捗に合わせあるいは連携しながら、経営体の育成に資する農地の整備、支線水路、末端水路の整備といったより地域に密着した部分をきめ細かく実施していく。このような基本的な役割分担があります。

30ページは、宮城県の大崎耕土という大変肥沃な農業地帯ですが、基本的に水が非常に不足しているということで、3万ヘクタールの農地・水田地帯に安定的に水を供給するための国営事業を現在4地区で進めています。この4地区の国営事業で基幹の水利施設を整

備し、面整備（ほ場）の方は県営事業で推進するなどの連携をとりながら行っています。

31ページはその効果を示していますが、国営事業の進捗に合わせ、ほ場整備の実施も上がっています。その結果、認定農業者の増加、経営規模も拡大し農地の利用集積率も県平均を上回るなどの成果が上がっています。

32ページは、排水改良の例です。新潟平野は信濃川の下流域にあって非常に湿潤地帯、過湿地帯ですので、まず、この排水を改良しないと生産性の高い農業はできない状況です。

従って、西蒲原平野で2万ヘクタールの排水改良を大々的に進めてきたところであり、2万ヘクタールを対象に大きな排水機場や排水トンネル等を整備して条件が良くなつたところで、県営事業でほ場整備を今進めている。それによって新潟県の水田の農業構造も良くなるなど改革が進んでいます。

33ページは、国営事業のもう一つの役割としてのモデル的・先導的な整備を挙げています。この事例は、中山間地域において400ヘクタールを超えるような規模の大きな農地をモデル的・先導的に整備しようというもので、北海道の中樹林地区の事例を挙げていますが、一括して770ヘクタールの農地の再編整備を行うというものです。ほ場の大区画化を行いながら、地下のパイプラインかんがいという新しい技術を導入することにより、作業の大幅な効率化が図られるとともに、生産性も大きく向上します。その結果、担い手への土地利用集積、法人化の促進が実現し、さらに高付加価値な農産物への転換や地域ブランドの確立、都市・農村の交流の促進といった総合的な農村振興のモデルにもなっています。

このようなモデルを国営で示し、それを都道府県営事業でさらに応用して全国に普及・定着させていく役割が国営にはあるのではないかという事例です。

最後に35ページは、「都道府県営事業の役割」です。

国の施策に沿って、比較的規模が小さい整備、担い手の育成、中山間地域の整備、防災事業といった地域により密着したところを県として担っていく。このような役割分担で今進めていますし、今後もこののような仕組みが良いのではないかということです。

資料の説明は、以上です。

国と地方との適切な役割分担についてのいろいろなご質問、ご意見を踏まえて、また、今後、現地視察も行っていただくことになっていますので、次回以降、さらに国営事業と都道府県営事業との役割分担の議論の素材となる資料をお示ししたいと思います。

次に、資料1 2をご覧下さい。

「アンケート調査の基本的考え方（案）」をお示ししていますが、これは、県・市町村

・土地改良区、国民一般からの意見も聞き取って、企画小委員会での議論の参考にしていただければということで考えています。

アンケートの対象としては、47都道府県、また、市町村としては、国営事業に関係する中から一定の標本数を考えて300市町村、土地改良区についても国営施設を管理している土地改良区の中から統計的な意味をもっている250、国民一般500人程度を対象に行っていきたい。県・市町村については、アンケートは土地改良担当部局にお願いしたいと思いますが、県全体あるいは市町村全体という組織としてご回答いただく形にしたいと思っています。アンケートの中身については、これからご意見をいただきながら詰めていきたいと思っていますが、一般国民も対象とすることから、各設問にはその背景や事実関係、データ等も付けてわかりやすい形にしたいと思っています。また、回答の選択肢も偏りがないように注意し、バランスを考えたものにしたいと思っています。

例えば2ページにあるように、農地や水を海外に依存している状況についてどう思うかといった導入の設問から始まって、農地・水の果たしている役割、今後、農地・水をどうしていくべきなのか、公共投資についてどう考えるのか、その上で国と地方の役割分担についての考え、今後、予算規模や財政が厳しい中で、国と地方の役割分担はどうあるべきかといった視点で設問を考えていきたいと思っています。

以上で説明を終わります。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の内容につきまして、ご自由にご発言願いたいと思いますが、大体50分ほどをめどに、ご意見をいただければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

ご自由にご発言いただければと思います。

○林 専門委員

前回のときに、国と地方の役割について発言できませんでしたので、それも含めて若干発言させていただきます。

農村は、食料自給だけではなくて、国土の保全あるいは文化や豊かな人間性の醸成に不可欠な国民全体の財産という位置づけである以上、地方の財政力や首長の政策に左右されることなく、安定した農業農村の整備が必要ではないかと考えております。むしろ、重要な部分については、国の役割をもっと強化していく必要があるのではないかと考えております。

なぜかと言いますと、土地改良事業に対しまして理解のある自治体はありますが、首長さんが替われば重点施策が変更される、あるいは、票田的な価値がないために予算シーリングの犠牲になっているケースが大変多く見受けられるわけであります。

現在、その大きな影響を受けておりますのは、私どもの方では更新事業に係る新規地区的採択で、これは大変厳しい状況にございます。農家負担あるいは自治体の負担を伴うあるいは農業投資は地方税収入に役に立っていないということをいわれて、施策の実施を大変困難にしている。一昨年提案されました三位一体改革は、地方においては実質上、事業カットにつながっているというのが実情ではないかと思っております。

福井県の場合、土地改良事業による農地の整備率は全国で1、2位を占めるほど進んでおります。従って、そのストックも大変大きくなっています。これらの施設がちょうど更新時期に来ているわけであります。ところが、1次整備分の負担償還がどうにか終わつた、あるいは終わらないうちに更新事業を行えるほど農家の力はございません。地方自治体も同様でございまして、財政力の弱い自治体ほど更新事業対策が大変遅れておりまして、食料の自給率の向上、あるいは国土保全のために農村を良好に維持・保全していくためには、更新事業に対して8ページでいわれています負担のガイドラインの見直し、あるいは土地改良法上の手続きの簡素化など、更新事業をやりやすい環境整備が今後必要ではないかと考えております。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

その他、何かございますでしょうか。これは、前回、委員からのいろいろなご質問をこういう形で整理いただいたと思いますが、前回ご発言のございました委員の方からもお願いできればと思います。いかがでしょうか。

今の林委員の発言は、前回ご欠席だったものですから、ご意見とともに伺ったという形になろうかと思います。

○横山 専門委員

私も前回欠席だったので、そもそも論からこういう議論がなされたのかどうかということを確認させていただこうと思います。

4ページのところで、今回の特会改革と国と地方の役割分担の関係ということで、検討していくときの基準として、事務の合理化・効率化が求められていると。そうすると、国と地方の適切な役割分担を検討することによって、土地改良事業の合理化・効率化がどこ

まで図られるのかということが問われなければならないのだろう。そうすると、こここの文言でいっている合理化は、何をもって事務の合理化ととらまえているのか、では、効率化はどうなのかということについて確認しておく必要があるのではないかと思います。

次に、「国と地方の役割分担」といったときに、これまでの三位一体改革との関係の中で、この問い合わせはどういうことかということの確認をちょっとさせていただきたいのは、11ページで、事業費そのものの予算額が減少してきているのはわかるのですけれども、これから見直しは、青で書かれている下の部分の国営と補助の関係の中で、補助も減らし国営も減らし地方に任せるという話なのか、国営を直轄ではなくて補助にする、すなわち濃い色のブルーを薄い色のブルーに変えることが役割分担なのか、青い部分の全体をへこます話なのか、そこではなくて国営を補助に変えていく、この比率の話なのかということが議論されているのかどうかということですね。

そういう点で考えますと、これは財政学のイロハで、既に黒川先生からご指摘があったのではないかと思うのですけれども、国と地方の公共財に対する議論なのですが、食料安全保障のような純粋公共財を考えている場合と、地方公共財といったものの役割としたときに、都道府県営事業と国営事業は純粋公共財の状況に当たる役割分担なのか、地方公共財なのかといったときに、土地改良事業そのものについての経済学的な財の性格を考えておく必要があるのではないか。

地方の公共財としてもスピルオーバーがございますから、それぞれの県に任せておくと調整はできない。便益、あるいは費用負担がフリーライドするような、隣の県が受益を受けるような地域間のスピルオーバーがありますから、農政局単位の広さでスピルオーバーを解決できるとすれば、国の役割がそのスピルオーバーを是正するような形の役割分担にもし限定されるとすれば、農政局単位でやればいいわけで、そうすると将来的に国と地方の役割分担といったときに、北海道を含めて道州制になったときに、スピルオーバーの調整だけだった場合には国の役割はなくなるのではないか。

もう一点は、食料安全保障のような純粋公共財を地方に任せておくとまさに公共財の自発的供給に関する定義の教えるとおり、それは過小供給になる。だから、食料安全保障のような純粋公共財的な事業だとすれば、これは国がやるべきなのだろう。

事業の見直しをするときに、公共経済学的な裏づけをしておく必要があるのではないか。あと幾つかあるのですけれども、少し確認ということで、私が感じたことを全部お話しさせていただいて、事務局のご反応を伺いたいと思います。

もう一つは、国と地方の役割分担といったときに、大規模でそれだけの技術力をもっているので、国がやらなければいけないとしたときに、合理化といったときに自分のところで直轄ではなくて、外局化・エージェンシー化みたいな話がそこに入ってくるのか入ってこないのか、それは議論しなくていいのかどうかということですね。

21ページに予算の重点化の話が出ていて、効率化はここにあるのですけれども、重点化と合理化との関係は何なのか。合理化をどういう尺度で測って国と地方の適切な役割分担をすると合理性が高まるといえるのか。そもそも今回の特会改革で合理化と効率化が求められているとするならば、ここについて、どのように判断したらいいのかということを押さえておく必要があるのではないかと思いました。

○三野 小委員長

ただ今の横山委員の発言は、事務局へのご質問という形だと思いますが、もしこの場でお答えできるところがございましたらお願ひいたします。

○角田 事業計画課長

最初のご指摘の今回の特別会計改革と地方分権の見直しとの関係において、事務の合理化・効率化は具体的にどういう議論がなされ、どこまで求められているのかということですが、これはまさに文字どおり、このように書かれているということで、特別会計改革自体、剰余金や積立金が多い中でそこを縮減することによって財政改革に貢献していくという大きな流れの中で、31の特別会計全体がそのような枠の中に整理されているということです。従って、国営土地改良事業特別会計の中で合理化・効率化をどうとらえるかというのは、法に位置づけられた国営事業と都道府県営事業の役割分担を見直す中で、具体的にどういう合理化・効率化が図られるか、これから検討していかなくてはならないと思っています。その観点で三位一体改革との関係もあって、これからの見直しは国の事業を地方に任せせるのか、あるいは国の予算を地方へ移管するのかといったことについては、過去半世紀以上にわたって、国営事業、都道府県営事業という役割分担で実施してきた経緯があり、現実にそれぞれの施設が既に存在し、今後それを更新していく上でどのような役割分担が良いのかということにつながりますので、単純に国の予算を地方に移せば上手いくということにもならないでしょうし、また、国営で行われている事業制度を都道府県営事業に移管したら上手いくのかということについても、そう簡単なものではないと思います。従って、その辺りもこれまでの実績をお示しするとともに、実際にその施設を管理している土地改良区・市町村・県の意見もよく聞いた上で、どのような整理が一番良いのか

というところを、少し時間をかけてご議論していただくことがポイントではないかと思っています。また、経済学的に整理した方がよろしいというアドバイスをいただきましたが、私どももそのように考えていまして、是非先生のご助言もいただきながら、経済学的な分析を進めていき、資料も整理していきたいと思っています。

外局化・エージェンシー化の問題は、今回の特別会計改革においては、独法化という範疇に入っていないということがあります。また、我々の事業の中でも水資源機構など独立行政法人化したところで実施している事業もありますが、これは、農業用水、上水道、工業用水、いろいろな他種の利水を一括してそのような独立行政法人が事業を担うことが効率的だという仕組みで行われているという整理であり、国営事業については、他種利水と一緒にというよりは、農業政策に沿って農地・水という基盤をどう整備していくか、そして経営体の育成という農業施策との関係をどう位置づけるかということですので、外局化の議論が出てくれば、そのような視点で国の施策として行うべきだという整理になるものと思います。

予算の重点化と合理化については、合理化は改革の大きなポイントですので、例えば、ご説明した費用対効果の見直しやコスト縮減といった合理化努力、改革努力も含めて今回の見直しの中に位置づけていくべきものと考えています。

○横山 専門委員

ありがとうございます。

そういう点でいきますと、私ばかりお話しして恐縮なのですが、あと2点だけ。

例えば、33ページの「国によるモデル的、先導的な農地の整備」はまさにR & Dに当たる部分で、これは国の役割なのだろう。こういうことでみると、事業そのものを少し区分けしていく必要があるのではないか。ただ規模が大きいか小さいかということだけで議論することではないのだろう。

もう一点は、このようなことを考えたときに、例えば、23ページですけれども、事業の評価といったときに、もし事業の評価主体と実施主体が一緒だとすると、国の事業評価と都道府県の事業評価のレベルが違う可能性があって、国が国全体のことを考えながら事業評価することの意義づけをどこかで謳っておく必要があるのではないか。この辺は、評価の点での国の役割がかなり重要なになってくるのではないかという意見です。

○三野 小委員長

ただ今のは、ご意見として伺っておきたいと思います。

○多賀谷 専門委員

土地改良事業について権限を国から地方という流れがあるのは、全体としてみれば、例えば、都市部において、都市計画に係る権限が国から地方へ既に移管しているわけで、その点と整合するところがあると思います。もちろん、都市計画はほとんど公共事業ではありませんので、ゾーニングを行ってそれに基づいて民間の活力で実際に都市開発を行って、都市の発展を主導していくということでありますけれども、一部には、都市計画事業という形で都道府県・市町村が事業主体となる場合もありますので、ある意味で共通なところであると思います。

ただ、その場合において土地改良事業の場合との基本的な違いは、都市計画の場合には、都市計画法に基づいて用途地域規制が明確に定められていて、そこにおいてゾーニングが行われているという面があります。土地改良といいますか農村について我が国においては、農村計画法は存在いたしません。もちろん農振法はございますけれども、農振法はそれ自体として都市計画法における用途規制のような拘束力を持つものではありません。私は前から土地改良事業は、農地について耕作者が農業を行っている限りにおいて農地法と土地改良法に基づいて農地が農地であることを保持している。要するに、農振農用地を保持する仕組みに密接にかかわっているという気がしております。つまり、土地改良事業についての費用負担といいますか、全体としての仕組み自体を縮小することは、農用地の面積が縮小することに直結している面があるのだろうと思います。そのことを明確にする必要があると思います。

難しいでしょけれどももし我が国において農村計画ができる、そこで例えば新潟県においては農地が大体何ヘクタールと決まっていれば、それに基づいて安心して都道府県に土地改良事業を委ねることができると思うのですが、今の段階ではそれはできない。

その意味において、ここにおいて国営を守ることは全体としての我が国の農地の面積を保持することと密接に関連していることを強調しておく必要がある。

今の話と表裏ですけれども、事業を国営から都道府県営に移すとなると現在、都道府県の財政力は非常に限られており、他のいろいろなサービスあるいは当該都道府県職員の人事費等々からみて、多分この分野は劣位に置かれてくる。都道府県が土地改良事業にお金を出すことに積極的かというと必ずしもそうではないという面があります。

というのは、少なからず都道府県の場合には農地がより都市化されてそこに多くの人が集まって工場等ができる方が全体として自分の県が栄えると考えるでしょうから、農地を

そのまま保持するというインセンティブは必ずしもないという面があります。そこに、国のレベルで政策的に土地改良事業を行うことの理由があるのだということを裏づけていった方がいいと思います。

そういう意味で、現在行われている土地改良事業について、先ほどのご意見と同じような話になってしまふのですけれども、国営事業と都道府県営事業の区分けをもう少しちゃんとした方がいいと思います。国営事業はその意味において基本的に日本全体の農業生産を確保する。そして、生産力増強という観点から行われるもののが国営事業であり、これに對して都道府県営事業は、例えば中山間整備が典型的ですけれども、必ずしも全体としての生産力増強にはそれほど貢献しなくても地域の環境整備という観点で必要であるということで行う。その位置づけをもう少しはっきりさせる必要があると思います。

○三野 小委員長

ありがとうございました。大変貴重なご意見かと思います。

その他ございますでしょうか。

○岩崎 専門委員

今、「国と地方の役割分担」がキーワーズになっていて、政府のいろいろな政策にも出てくるのですけれども、一体それは何を意味しているかというのはまだはっきりしていないと思うんですね。私は、政府の幾つかの審議会の委員をしているので、その辺についてここで申し上げておくのは責務のような気がしますので、政府というか総務省の立場ではなくて、私はどう考えるのかということを申し上げたいと思います。

役割分担がない状態が現在の状態なわけで、それはどういう言い方をされているかというと、「機能分担」という言い方をされています。別の言い方をすると、「国と地方の一体的行政運営」が一つの大きなキーワーズで、戦後ずっとこれできたわけで、国と地方が一体的になって戦後復興から立ち上がり、高度成長を乗り切ってきたので、これは極めてよく機能したというか、よかったからここまで成長が成ったのだということがあるわけで、悪かったわけではないんですね。ただ、今の段階でそれをそれ以上続けられるかということが一番の問題なのですね。

なぜかと申しますと、国と地方の一体的行政運営をしていく中で、国だけ、地方だけではなくて、一体的なので重なった部分が多くなってくるので、相互浸透的な関係があって行政ラインが長くなったりすることによって行政のコストがすごく高くなってくる。

そういうことが無駄を生じさせるとか、重複行政になっていくということで、新自由主

義派の人たちから目の敵にされてくるということになってくるわけですね。その一体的行政運営を変えなくてはいけないというところが財政面での再建といいますか、お金の無駄を省こうねというところで出てくるわけで、では一体的ではなくて役割分担をしようよということになっていくのだと思うわけですね。

これが大体の流れなのですけれども、今回のテーマに関して一般論を当てはめることができないなと思うのは、この場合の国と地方の一体的行政運営を役割分担に変えようねという「地方」は地方自治体を意味しているわけでありまして、農業農村の場合は、地方自治体というよりは、もともとは農家が相手で、それが最近は農家よりも市町村になってきて市町村の存在がある程度重視されてきているという流れだと思うのですね。ですから、市町村を国家行政の執行者として位置づけてきた他の行政分野とはちょっと違ってきているというところははっきりさせておいた方がいいと思うわけですね。今、ちょっと市町村にシフトしているのでそれがどのように出るのかわかりませんけれども、とにかくそのようにちょっと違うということ。ですから、一般論としていわれていることと農業の場合とちょっと違ってきてている。だから、行動アクターは誰かということを考えていかなければならない。一番の担い手は誰かを考えると、農家、生産者であるということをどう考えるかというのが他の行政分野とは違うところだと思います。

国の役割と地方の役割をどのように切っていくかというか、基準を明確にするかということですけれども、私は、連邦主義の研究をずっとしております。連邦主義、連邦制は、国の立法権、地方の立法権を憲法にそれぞれきちんと明記をするシステムなのですけれども、では、国の権限、地方の権限はどのようにあるかというのは、実際の連邦制の国家をみなければならないわけで、今、15か16あって、その憲法を全部読んでみて、メキシコやペネズエラなど、国の役割がザーッと長くて、残りは地方といって、どこが分権的なのというのがあるので制度をみてもしようがないのですが、読んだ16の憲法の中から私が国の役割として一体どのような基準を立てることができるかを考えたら4つぐらいの基準が立ったわけで、これは日本の場合の国と地方の役割分担を考えるときの国の役割を考えるときに使えるかなというので、ちょっと申し上げたいと思います。

4つのうち、1つは国境に関する事であります。C I Qみたいなものも含めて国境に関するものでディフェンスもそうですし外交もそうですし、国境管理も含まれると思うのですね。それは、国家としてこれだけは譲れないというもので、どこの国もここだけはあるわけですね。

残りの3つは、それぞれちょっとずつ違うのですけれども、国の役割として重要なとと思うのです。

その1つ目は（全体的には2つ目になりますが）地域の多様性や地域のニーズに応答的であってはいけないものがあると思うのですね。では、何があるか。例えばの話などですけれども、司法や刑法などの体系ですね。ここで犯罪をしたら甘いとか、ここで裁判を受けると甘いとかというのがあって、そういうのはよくないので、そういう地域のニーズに応答的であってはいけないものは国家がやるべきなのですね。3つ目は、全国的な視野が必要なものということで、基幹的な交通体系などが入ってくるかもしれません。

4つ目は、先ほどのお話にも出ておりますが、スピルオーバーがとてもフリーライドの関係、スピルオーバーがすごく顕著なものということになってきます。

私は、これを今回のテーマに当てはめて考えてみたのですが、例えばスピルオーバーの関係でみると、今、地方自治体の一番大きな単位は都道府県になっておりますが、これはいろいろなものが完全にスピルオーバーしていますよね。だから道州制の議論が出てくるわけですね。道州制になればともかく、今のところスピルオーバーが都道府県を越えているものが結構多い中では、こここのところに国の役割を見出すことができるということになります。今回のテーマに関していうと国の役割で一番訴えることができるのは、食料自給率というか、食料安全保障体制もそうなのですが、それは、さっき4つ挙げた国の役割の1つ目に必ず入りますよね。スピルオーバーの話も入りますよね。県ではできないわけですから、国がやる。国家がやらなくても、先ほどの道州になるようなブロック単位でも構わないと思うのです。

私は、食料自給率を上げろといって、県に通達を飛ばすことだけはやめて欲しいと思うわけですね。隣の県は120%なのに自分の県は50%だから、上げろとガンガンいってもしようがないわけですね。国家全体のことを考えなければいけないわけで、さっきの全国的な視野が必要なものを上げていくのは国の役割が大きいことになりますよね。

そうすると、4つのうち地域のニーズに応答的であってはいけないものだけが今回から外れるわけですよ。それは地域の役割ですから。一体それは何なのかというと、食料安全保障で食料自給率の上昇にかかわらないようなものがここに入るかもしれないですね。

何を申し上げたいかといいますと、アンケートもなさるようですが、一般国民とこの関係者に同じアンケートをしてもだめだと思うので、一般国民の方には食料自給率が低い状態でいいと思うのか、なぜそういうことが起こってきたのか、では、日本の農業を

どうすればいいと思うのか、日本の農業を本当にちゃんとやっていこうと思ったらこれだけの投資が必要で、あなたはそれをどう思いますか、といった方向にもっていかないと、国民の意識を変えていかないと、その人たちが選ばれる首長さんたちが別にいいじゃんとなってくれれば農業者を切ったりするわけですよ。ですから、食料自給率をいかに上げていくかということから農業水利ストックや農地の問題は重要であることをきっちりと示すことが、国と地方の役割分担の中で必要なことではないかなという気がします。心配している人は多いのですが、どのようにやっていくかというところで方法がまだみえない。自給率が心配ねという風向きなのですが、それをどう結びつけていくか。公共事業の予算がどんどん削られる中で、このままでいいのですかという問題提起を品よくするにはどうしたらいいかというのを考えるべきだと思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

○桑子 専門委員

ただいまの食料自給率について、少し考えたことを申し上げたいのですけれども、食料自給率と申しましても、現在のような食体系の中での自給率と、さまざまな条件を考えた上での自給率とかなり違うと思うのですね。今、飽食の時代で非常に高カロリーなものを海外から輸入しているような段階でどのくらい自給できているかという自給率と、飢餓があって、これ以上食料がないと生き残れないという危機的な状況での自給率はかなり違うのではないかと。1人当たりのカロリーの計算などについて、どのようにお考えなのか。

また、人口減が当然見込まれるわけで、例えば10年後、20年後に想定される人口を考えますと、食料自給率は自然に上がってくるのではないかと素人的に思うわけですけれども、そういう中でどの程度の想定が見込まれるのか。

その他、いろいろな関係があると思うのですね。これは直接関係があるかどうかわかりませんが、自給率といいましても最近訪れましたところで、今まで非常に良好なシイタケを生産していたところが、その生産技術を中国に移転して同じような質のものがどんどん入ってくるということで、非常に厳しい状況になっているということを聞いております。

食料自給率を考えるときに、総合的にどのような観点を考えたらいいのかということが1つあると思うのですね。それが第1点。

特別会計の事務・事業の合理化・効率化という中で合理化・効率化がいわれております

けれども、資料の最後の方で国営事業を評価する上で、効率性や合理化がいわれてあります。ほ場整備の進展に伴って、例えば1戸当たりの経営耕地面積などいろいろな点が向上してきているという話がありますし、労働時間の短縮という話があります。その効率化あるいは合理化の中には、例えば農家単位の収益がどの程度上昇して経営が安定してきているのかといったことも含まれると思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうか。大規模化することによって経営がどのように改善してきているのか、その辺の変化みたいなものを資料でご教示いただければと思います。

○三野 小委員長

もしこの場でお答えいただけるような簡単なことがございましたらお願ひいたします。

○角田 事業計画課長

食料自給率をどう考えているのかというのは、今の基本計画を策定するときに相当ご議論いただきました。今40%の状況を平成27年度までに45%にしていくという目標を掲げています、その際には国民の食料生活の変化や人口の減少なども織り込んで、一定の目標を立てています。それとあわせ、特に私どもの関係でいうと自給率の目標は、国民の嗜好に大きく左右されるものですし、食を供給していくための基盤である農地・水・担い手・技術をきちんと守っていこう。そこを担うのが農業農村整備の役割であるという位置づけで、その部分も基本計画に書き込まれています。

事務・事業の効率化・合理化の話は、農業農村整備事業を行うことによって生産効率が高まるとか経営規模を拡大するとか、事業の効果が上がっていくという意味での効率性の話と、一方で行政や予算といった意味で事業をより効率的に実施するというのと、そこは2通りあるのかなと思っています。

○生源寺 委員

前回欠席したこともありますて、何を議論すればいいのかということがわからない状況でここにいるわけですけれども、横山委員、多賀谷委員、岩崎委員のお話がありまして、ようやく、ああ、そういうことなのかな、という感じになっています。お三方のおっしゃったことは、多分そうだろうなと思って納得しているところです。つまり、理念として国と地方でどういう形で役割分担をしていくかということがここで求められているということだろうと思うのです。

同時に事務の合理化はもちろんそうなのですけれども、事業の合理化といった場合に、個々の事業のあり方云々ということもされることながら、国全体としての限られたリソース

をどう配分するかという点で、今回のこの議論は貢献できることがあるのかどうかということも一つの視点としてあり得るかなと私は思ったわけです。

国と地方あるいは土地改良のワーディングでいえば、都道府県営の事業なり団体営の事業の関係という観点からいいますと、基本的に独立でできるものもあるわけですね。さっきの南幌のような話は、規模としてはもともと都道府県営ぐらいのもので、先駆性といったことでああいうことをやっておられるわけだけれども、あれは地域の水系といったことと無関係に独立にやれるわけですよね。そういうものは今後もあるのだろうと思います。特に団体営クラスであれば、完全に独立でできるものもあるかと思うのですね。

もう一つは、国営、都道府県営、団体営がある意味で一種の順序なりをもって遂行されて合理的であるというものがあって、用排水路の改良や新規に水を開発するような事業をやれば当然、そういう形でシーケンシャルに進んでいく、あるいは同時的に進むということに合理性があったということだろうと思うのですね。

今の時点で考慮すべきことは、特に更新事業が増えていくことが、今、私が申し上げたような事業の関係性にどういう影響をもたらすかということだろうと思うのですね。今の事業の採択のシステムは、それについて B / C を計算して、それが妥当であるかどうかということを判断するわけであって、幾つかの事業を並べてみてどこからやるかとか、どれとどれをどういう形でやるかということの判断については、情報なり基準を提供する形になっていないわけですね。これは別の形で決まっているわけですよ。今後、更新事業が主流になっていくことはかなり大きな意味をもつと思いますけれども、その場合に国営レベルのものを一斉にというか、横並びでみてどういう形で進めていくのが一番いいのか。例えば工期を短縮することがいいのか。そうでないかもしれませんし、要するにナショナルなレベルで、どういうリソースの配分をしていくことがベストであるかといったことをもう一回考えてみる必要があるのではないかという気がいたします。

更新事業ということになりますと水利に係るものであっても、必ずしも国営、都道府県営、団体営という序列を考えなくていいケースも出てくるだろうと思うのですね。これは、今度、縦というか、国と地方の関係で従来とはちょっと違う様相として生じてくるものであって、この際、この辺りのことを少し考えてみる必要があるのかなと。現状、どういう形で全国的なリソースの配分が行われているかということについて、私、十分な現状認識をもっておりませんけれども、今後、ここはかなり意識的に考えていく必要があるのかなと。かなり限られたものを上手く配分することができます求められていくと思いますので、

そういうことでちょっと発言させていただきました。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

○黒川 臨時委員

前回、ＥＵのことを少し考えてみるのがいいのではないかと申しました。多分、そのときも申し上げたと思うのですけれども、今日、かなり根本的に理論ベースでこういう問題、公共財論を議論しましょうという形になっていますが、もう一つの背景に、ＥＵも日本もヨーロッパもアメリカも全く同じだと思いますけれども、所有と経営の分離という議論があります。日本の場合、農地の場合は、どちらかというと、耕作者主義ということで所有ということになっていて、できたら法人化できないだろうかという議論がいっぱい起こっているわけですね。そのときの上下分離という議論は、アンバンドル化というか、基盤になっているダムや水利施設、ほ場も誰が耕そうがその上を経営する人と、その基盤をつくる人というか、鉄道であろうが電力であろうが、ネットワーク事業は全部アンバンドル化していて、その経営のやり方とそれを耕作する人たちの経営力の話は分けていこうと。

多分、それは今年の信託法の改正にもつながっていますし、それは農地でもそうなのですけれども、ヨーロッパは完全に上下分離とか所有と経営の分離という1900年代の初め頃から起こってきた基本的なロジックの上に乗っかってきているのですね。それは経済学の議論なのです。

政策を打つとき、どういう立場に立つべきかというときに、我々はついつい供給サイドに立ってしまう傾向にあるのですけれども、経済学は基本的にディマンドサイドに立っていて消費者主権で考える。だから、ある部分で合理的に考える人は、日本のインフラの上で耕作するべきか、それとも中国に投資をして、そのインフラの上に投資をしてもらって持つて帰ってくるべきか、どっちが有利かということを考えたら、ＦＴＡの世界では、こういう国境論を議論しないで明らかに隣の国にお願いして、もってくるということがありだと。ＥＵではそれが当たり前になってきていて、スペインとか、その周辺のトルコやアルジェリアといったところに耕作してもらって、もってくるということで消費者のレベルが豊かになってきているわけですね。こういうことで、誰が全体のインフラをきちんと管理するか。

これは、大都市では中心市街地活性化法やまちづくり三法の見直しということで、同じように商店主がもつべきなのか。そこに大型店が入ってきても構わないようにしながら、

整備したインフラを効率的に有効活用するようにまちづくりを見直しましょうというのが今回の議論で、地権者がレントシーキングできるような社会システムはやめましょうと。

できるだけ消費者に有利につながるように、しかも、これまで整備したインフラについては、国民ができるだけ効率的にその利益を得られるような関係をつくりましょうというのがまちづくり三法の発想で、だから、五月雨的に開発されるような郊外の大型店の立地規制を考えましょうということが起こってきて、それが都市計画法や建築基準法、中心市街地活性化法、大店立地法につながっているのですね。

農業についても物の考え方は同一線上にあって、インフラを一生懸命整備してきた、そのストックもある。それを有効に管理するときに、誰がどう負担すべきか。それは、機能主義で、都道府県だったり、市町村だったり、国だったりと考えられるかどうかはちょっとわからないですけれども、大河川で広域河川の場合には、県を越えているので、できるだけ国に近い形にしましょうというのが今のロジックになっているのではないかと思うのです。

皆さんの議論がいっぱいあったので、オーソドックスに理論を整理整頓すると、理論的にいうと、昔からずっとある所有と経営の分離ということで、インフラ部分の管理は、市町村なのか都道府県なのか国なのか、何で決めるべきなのか、共通に同じで今までどういう負担で成ってきたのか、これまでの維持管理はどうだったかという比較とか、水利権で都市に流れる部分と農村に流れる部分とあえて分けてきたことは一体どうだったのか。両方一体にして、公共財だということにして、都市の部分も農村の部分も国の役割とするのだったら楽ですね。ところが、権利主義で大議論をしてきた歴史があるので、これまで均衡状態になっている状態をイーブンから始めると、その解釈がややこしい。しかも水利権をものすごく要求して、昔、苦労した河川ほどややこしいことになっているので、これをもう一度整理整頓して、どのように公共財という議論ができるかというのは、一般論として議論するよりは、国際的なルールになっている物の考え方によっていった方が、こういうときには、広域の機能論というよりは、思い切って一般的というか、インターナショナルな物の考え方にもっていって、FTAの路線に乗った方がいいのではないかというのが、前回EUについてもう少し考えて欲しいと。また、今日は、EUの予算の中で農業部分がものすごく大きいということがある程度ちゃんとわかるようになったと思いますけれども、そういう認識をして何でそんなことをしているのか、EU共通に理解した理由は何だったのかというのをみて欲しいと思いました。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

○松谷 専門委員

この中で、事務や事業の合理化・効率化と国と地方の適切な役割分担はどこでどう結びつくのかというのがどうもよくわからないのですね。今、そういう風潮があって、それで、国は非効率であって、といった先入観で書かれているような気もしているのですが、一般的にはそういう受けとめ方なのですよね。全部ではないにしても、今、そのようなものが結構強いのだということになると、先ほどからの議論でちょっと気になるのは、国の役割分担をやるときに、これは公共財であるとか地域公共財であるとかということで、そういったものがあるから国が関与すべきだというところまで、つまり、国が補助金を出すべきだというところまでは理論的にいえると思うのですね。その補助金はいろいろな条件つきなのか無条件なのか、その辺は財政学の上でいろいろ話があるわけです。いずれにしても、補助金のような形で国が関与すべきだというところまではいえるのですが、理論的には、国が直接やるということにはならないのですね。それは、補助金の仕組みによって国レベルの目的が達成されるということになるわけで、なぜ国営なのかというところがちょっと弱いと思うのですね。

それはなぜかというと、多分、非常に言いにくいのだと思うのですね。つまり、ここに書いてあるのは、こうした方が上手くいきますよという説明なのですが、本当は、こうしなければ上手くいかないのですよという部分があると思うのですね。そこは理論的な問題ではなくて、すぐれて現実的な問題ですね。言葉に語弊がありますが都道府県、あるいは市町村の自主性に任せてしまうと、こういうところは上手くいかなくなってしまうというマイナスの面があって、それをカバーするために理論上そこまではダイレクトにこないのですが、国が国営という形で関与していかざるをえないというところがあるのですね。そのところをもう少しあからさまに出してもいいのではないか。ここはこうしていった方がいいですよということで、非常にマイルドな書き方になっていまして、逆にいうと余計な批判・反論を呼ばないみたいなところがあるのですが、この問題はここまでくれば、むしろなぜ都道府県営ではだめなのかというところをもう少し出された方がより説得的になるのではないかという感じがいたします。

○三野 小委員長

あとお二方ぐらいお受けしたいと思います。

○佐藤 特別委員

特別委員で発言させてもらいますが、私のところは、合併してまだ1年5ヶ月で、10カ町村が合併した805平方キロメートルの宮城県北の新しい市であります。そのうちの3分の2は山で、中山間、耕地、平地という形で成っているのですけれども、端的に申し上げますと、いろいろな国営事業をやっていただいて、皆喜んで、今、一生懸命維持管理して、さらにまだ拡大しようという動きがあります。

その流れの中で、小さな話なのですが、農林水産省が農地・水・環境保全向上対策事業を出されました。私どもは、それについての説明会をもう五百数十回やってあります。農政推進室を設けて、県はあまりやらないのですが、農協さん、市、地域で一生懸命やっていきます。そうしましたら、1回目の調査では約1万ヘクタールぐらいの応募がありました。もう一度、日にちを切って、さらに説明して申し込みを受け付けましたら、8月現在で1万4,700ヘクタールの申し込みがきたのです。耕地面積の大体4分の3です。宮城県では約6万ヘクタールぐらいの応募状況です。それに対して、栗原市の場合は伸びたわけですね。約3分の1近くまできている。登米、先ほどいわれました大崎地区と合わせまると4分の3近くなる。それだけやる気を見せたのですが、肝心の県は、「財政的な状況が悪化しているので、国はどういう数字であろうとも、2万7,000ヘクタール以上はまず無理です」といわれるのですね。モデル事業も1年間やりました。4,400円のうち2,200円を国が出し、市町村が1,100円、県が1,100円。この1,100円を2万7,000ヘクタールで打ち切るといわれましたら、今、説明して一番困っているのは、もしその条件から外れたら、その地域はどうなるのだろうかと。こういう心配が具体的に出てきたのですね。「どうしてくれるのですか。市長、そのときに責任をとるのですか」といわれる。栗原市としては、1,100円掛ける1万4,000ヘクタールであろうと、これはやろうと思っているのですが、肝心の県が逃げてしまう。これから国と県との関係はどうなっていくのだろうか。これは、国営土地改良事業から何から全部に当てはまる話だと思うのです。今までやってこられたものから手を引かれたら困る。しっかりやってもらいたい。私は、いろいろな議論をやって、よくわからない部分があるのですけれども、要は、逃げないで、ちゃんと責任をもってやって欲しい。これだけは私の口からいわせていただきます。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

大変たくさんご議論いただきました。まだいろいろご意見をお持ちの方もおられると思

いますが、もしありましたら事務局に直接提出いただいた上で整理いただくということでお願ひしたいと思います。

そういうことで、時間が過ぎてありますので、次の議題にまいりたいと思います。

それでは、「費用対効果分析手法の改善」について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

○角田 事業計画課長

それでは、土地改良事業の「費用対効果分析手法の改善」です。

このテーマにつきましては、平成16年度、平成17年度の2カ年にわたって企画小委員会でもご議論いただきまして、今年の3月の企画小委員会では、その改善の方向性について大体ご了解いただいたところです。

現在、ご了解いただいた方向性に沿って効果項目の再整理、新たな算定方式についての基本指針、算定マニュアルの作成といった作業を進めています。大きな改正ですので関係方面との調整がまだ残っている部分もあり、本日の段階ではこれですべて固まりましたという状況ではありませんけれども、現在の状況についてご報告します。

資料2 1は、費用対効果分析の全体像です。

1は、費用対効果分析の現状で、なぜ今回このような見直しをしているのかという背景は改めて申し上げる必要はないかもしれませんけれども、土地改良事業については、「事業のすべての効用がそのすべての費用をつぐなう」という規定に基づいて土地改良法制定以来実施しています。B/Cが1以上であることの確認をその旨とするということで、具体的には直接的に金銭的評価が可能な農業効果を中心に算定しています。

これに対して政策効果をより広く把握していくという観点から、事業の有するさまざまな効果について客観的な評価手法の開発が必要になってきているということと、事業そのものが更新整備にシフトしてきているので、そういった事業の内容の変化に対応したものに改善していくことが今回の目的です。具体的な内容としては、まず、評価手法の検討と効果項目のいろいろな見直しの2つに大きく分かれます。評価手法の見直しについては、これまでの投資効率方式から総費用総便益方式に改善するということで、次の参考1をお開きください。

現行の算定方式は基本的に新施設の事業を想定しているので、事業の効果は事業完了後に発現します。従って、効果算定は事業完了時点を基準とする投資効率方式としています。

下の図の左側にあるような形で、事業完了後に発現する年効果額を事業完了年度で割り

引いて妥当投資額を算定しています。事業費も当初にかかる事業費を一括計上する仕組みになっており、妥当投資額を事業費で割り戻して投資効率を算定する仕組みです。

このような仕組みであれば工事期間中の効果発現が考慮されていないということで、現在の更新事業にはそぐわない形になっているということと、工事期間分の事業費を一括計上する形なので、事業完了後の更新整備に要する費用が考慮されていない。つまり、事業のライフサイクルを考えた形に今後変えていくとしていますけれども、そういったことに対応できないという問題があります。従って、算定手法そのものを右の絵にあるような総費用総便益方式に変えていくことです。

まず、事業の評価期間として工事期間と次の更新事業に至るまでの期間ということで約40年を設定し、この評価期間に係る年度別の事業費、また、事業完了後の更新整備に係る費用もすべて含めて費用として現在価値化する。あわせて、旧来の施設はまだ残存価値があるのでその残存価値については総費用に加える。評価期間が終わった後に残る施設の価値については、総費用から差し引く形で総費用を算定する。便益の方は、工事期間も含めて各年度に発生する効果をすべて現在価値化して、総費用総便益で算定する仕組みに変えていくことです。

参考2は、今の算定方法の見直しも含めて項目の整理あるいは算定方式の変更という意味での概要です。効果の中の「生産基盤保全効果」、いわゆる更新効果については、これまで、最経済的建設費用を効果額とする簡便的な形で更新事業の効果算定をしていましたけれども、今後は、更新事業を実施した場合と実施しなかった場合でどのような影響があるのかを積み上げ計算していく方に改めていきたいと思います。また、この事業の有するさまざまな農業外効果の評価が不十分であることを踏まえて、例えば被害予測をきちんと行うとか、仮想市場法、トラベルコスト法といった新しい効果算定手法も導入しながら算定手法の高度化を図っていく。また、これまで評価されていなかった機能についても、算定可能なものについては取り入れていくといった改革を行っていこうということで、この方向性については、これまでの委員会のご議論でご了解いただいたところです。

資料2 2は、これを踏まえて現在効果項目の再整理を進めています。効果の体系についても食料・農業・農村基本法の4つの理念に基づき、食料の安定確保、多面的機能の発揮、持続的な農業の発展、農村の振興という4つの観点から体系を整理し直すというのが1つです。多面的な機能については、日本学術会議の整理、OECDにおける分類等も参考にしながら体系の再整理を進めています。

これに伴い、従来相当細かく分類されていた効果項目について大括り化をして整理・統合しわかりやすくしたということと、体系に合わないものについては、効果項目から除外するといった整理を行いました。具体的な整理方針を次に書いていますが、参考資料は「主要事業別効果項目一覧」ということで、旧と新で対比しています。旧は現在の効果項目で、新はこれを整理・統合した場合の見方です。

まず、体系としては、食料・農業・農村基本法の4つの理念に再整理し直すというのがこの対比でおわかりいただけると思います。具体的な効果項目の統合ですが、例えば「災害防止効果」、「洪水被害軽減効果」といったものが5つ、左側に茶色の色で並んでいます。

新たな体系では、これを全部「災害防止効果」に統合したいと思います。ただし、その対象は農業の被害防止とか、一般資産、公共資産という違いがあるので、対象を整理した形で再分類したいと思います。

次に、「河川流況安定効果」と「地下水かん養効果」です。これはかなり似通った内容になっていますので、「水源かん養効果」に統合したいと思います。

「水辺環境」、「農道環境」、「水質浄化」とピンク色で書かれた3つの効果がありますが、これも一つに統合して、「景観・環境保全効果」にしたいと思っています。

「保健休養機能向上効果」という黄色のものがありますが、これは、都市の方などが農業施設等を訪れる価値を評価しようということなので、「都市・農村交流促進効果」に名称を変更したいと思います。

2番目に効果項目の除外ですけれども、赤色で書かれた「更新効果」と「公共施設保全効果」、この2つは今回、更新効果等を「事業ありせば・なかりせば」という形で積み上げ計算するという方式に改めるので「更新効果」、「公共施設保全効果」は、効果算定の中に内部化されます。従って、項目としては「更新効果」と「公共施設保全効果」は除外します。

もう一つ、「安全性向上効果」と「文化財発見効果」がありますが、これは4つの効果体系の整理になじまない内容なので、全体的な効果項目からは除外する。ただ、その地区的な事情によってこういった内容の効果をどうしても考慮しなければならない状況もあると思うので、それは地区の事情に応じて学識経験者のご意見も踏まえながら特認的に扱うという整理にしたいと思います。新しく効果を追加するものについては、昨年来からのご議論も踏まえて、「耕作放棄防止効果」、「農業労働環境改善効果」等は効果算定が可能ではないかということで、この2つを追加する方向で項目の整理を行っています。

資料2～3は、このような算定手法の変更や改善、あるいは効果項目の再整理を踏まえて、新しい効果算定方式の基本方針を通達で示すことにしたいと思っています。基本的な効果算定方式の考え方をお示しする内容で、「目的」としては、土地改良施設の有する機能（農業生産的な機能と多面的な機能） そういう機能を保全・向上するために必要な費用、その費用に対する受益者負担の可能性といったものを評価・分析するのがこの指針の目的です。この指針の中では分析手法の基本的な考え方をお示しし、また、その計測範囲についても定めます。ただ、これは基本的な考え方を示すものなので、これとは別に「費用対効果分析マニュアル」を参考資料として別途作成し、そのマニュアルに従って具体的な費用対効果分析を行います。

「主なポイント」は、まず、費用対効果分析の算定を総費用総便益方式に変えるというのが1点目。2点目は、「受益者負担の償還可能性の分析」です。

これまで所得償還率を用いて、事業による農家の増加所得が限界貯蓄性向以下であるかどうかを判断基準にしていましたが、これからの更新事業は、むしろ農業所得を維持することが目的になるので、現在の農業所得から生ずる経済余剰額の範囲で更新事業の償還が可能かどうかを判断の指標にしていきたいと思っています。

ただ、今後、新規の事業、畠地かんがいや新しい地域を対象とする事業もあるので、事業の内容によっては所得償還率を指標とすることも可能といった扱いにしたいと考えています。

次は、「現在価値化の基準年度」です。総費用総便益すべて現在価値化しますが、その基準年度は評価を実施する年度ですので、当初であれば事業の評価時点、計画変更であれば計画変更を行う時点をその基準年度にしたいと思っています。

「評価対象期間」は、工事期間プラスこれまでの事業の平均的な耐用年数を考えて、40年に設定したいと思っています。

「総費用の計測」は、以下の式のとおりで先ほどご説明したとあります。

3ページの「総便益の計測」についても先ほどご説明したとおり、各年度の効果をすべて割り引いて現在価値化したものです。

「社会的割引率」は、政府の借入利子率である長期国債の平均利回りを参考に4%ということで、これは公共事業全般が4%で行われている数字です。

「効果の計測」は、「事業ありせば・なかりせば」による積み上げを基本にし、「多面的機能の評価」については、CVM、トラベルコストという新しい手法を導入します。

指針から外れる効果については、必要に応じて学識経験者等の意見を踏まえて、地区の特別事情で判断していきます。

4ページの「効果体系」は、先ほどご説明したとおりですが、 をつけた参考値もあわせて書いています。一番上の「食料の安定供給に関する効果」は、土地改良事業を実施することによる消費者利益を評価できないかということでご議論いただきましたが、個々の事業地区ではなかなか数値として出てこないというのと、生産者の利益が消費者に還元されるということで、両方みるとダブルカウントになるといったこともあって、ここは、事業全体をマクロにみて、土地改良事業の効果・利益が消費者にどの程度還元されたか、効果があるのかということを別途参考値としてお示しする形にしようと思います。

また、「農村の振興に関する効果」の中に「地域経済への波及効果」がありますが、事業を行うことによって農業生産が活発になり、農産加工業等関連産業が活性化するといった効果ですけれども、これも参考値としてお示しするのが妥当ということなので、そのような扱いにしたいと思っています。

この基本指針は、平成18年度内に施行する予定にしており、新しい手法については平成19年度の事業評価地区から適用したいと思っています。

資料2 4は、この基本方針に基づく「『マニュアル』の概要」で、算定の基本的な考え方や4つの体系に基づく効果項目の具体的な考え方を概略とりまとめたものです。

参考2 1、2 2を別途お配りしていますけれども、基本指針については、参考2 1にあるような基本指針として制定していきたいということと、マニュアルについては、参考2 2にあるような効果項目ごとに具体的な算定手法を解説した解説書。このようなものを整理していきたいと思っています。

これはまだ作成途上の素案ですので、このようなイメージでまとめているということをご了知いただければと思います。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

ここであらかじめご了解いただきたいと思います。時間が少しオーバーしておりますので、終了は15時30分となっておりましたが、40分にまで延長させていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

考えてみると、昭和24年の土地改良法制定時以来の大改革のような気がいたしますが、ご説明いただきました内容につきまして、ご自由にご発言いただきたいと思います。

○増田 特別委員

待矢場両堰土地改良区の増田でございます。

費用対効果ですか、前は「経済効果」といいましたが、まず、「作物増産効果」がございます。これは、基盤整備によって作物構成が変わる、営農形態が変わる。従って、これだけ増産効果があると。もう一つ、「営農労力節減効果」がございます。これは、大区画になることによって、大型トラクター、機械化体系が組めるということで労力節減が図れますよと。これらは、地元の事業計画を立てて、その事業計画の中で県営事業であれば国と一致することにならなければいけません。これは、国の地方局のヒアリングを受けて、採択になってやるという事業でございます。

その中で3つあったわけでございます。「作物増産効果」、「営農労力節減効果」、「維持管理費節減効果」がある。事業が終わって耐用年数がどんどん迫ってくると、維持管理費だけが現実のものとして出てくるわけです。増産効果は各農家の経営体の中に吸収されてしましますから、どのくらい儲かったというのはなかなか把握しにくい。「営農労力節減効果」は、機械がどんどん入るようになって前よりは楽になったよと。その分作業体系も効率化されてよくなつた、基盤整備の効果はよかつたよというのですけれども、これは事業費はかかりません。維持管理費だけがかかるということで、国営事業の方も耐用年数が来ているのではないかなど。時期が来ている。従って、維持管理費更新効果といいますか、何か対応が欲しいなというのが切実な願いでございます。増産効果、トラクターを買う買わない、あるいは自らの経営改革をどうするこうするというのは、受益者としては非常に喜んでおるところでございます。

「維持管理費節減効果」で、例えば計画維持管理費はどのように計算したかというと、当初の事業費割る耐用年数で、年間これだけの計画維持管理費がかかりますという計算の方法だったように記憶しておりますが、耐用年数がどんどん近づいてきたり、もう来ている。あちらこちらを補修しながら当て継ぎをしながら、1年でも長く寿命を延ばしたいということでやっているわけでございまして、どうしても維持管理費だけが残ってしまう。

これが実情でございます。よろしくお願いしたいと思います。

○三野 小委員長

今おっしゃったことのためにこの新しい算定方式ができて、更新効果は全部そこへ吸収されるような格好になっておりますので、今のご指摘を踏まえたような改正かと思います。

事務局、それでよろしいですか。

○角田 事業計画課長

更新事業が主体となっていることに対応した今回の見直しであり、更新効果を除外したと申し上げたのを誤解されたのではないかと思います。そういうことではなくて、更新効果を他の効果の中に全部入れ込んでいく。つまり、もし更新事業がなくなったらこんなに被害が発生する、あるいは状況が悪くなるということを想定して、更新をやった場合とやらなかつた場合の差をきちんと評価して、費用対効果分析をやろうということなので、そういう意味では更新事業の実態に即した形になると考えています。

○増田 特別委員

更新事業というと、どうも我々トラクターを買う細かい補助事業をイメージしてしまうのですよ。農業近代化施設、近代化設備は、更新事業は認められないのですね。これは、例えば20年、30年の耐用年数があれば、その間の使用計画をしっかりと組んで、もちろん受益者が使うのですから現実はそれなりのすれども、いくらかの使用料を賦課して、その耐用年数がきたときには自らの力で更新できるように力をつけなさいというのが基本だと思うのです。だから、更新事業というと更新事業はわかるのだけれども、更新事業は採択にならないかなと直観的に思うことがあります。だから、更新計画はそれでいいと思うのですが、基盤整備の中における30年、40年という大施設といいますか、それはまた何かちょっと違うような気がしましたが、勘違いでした。

○三野 小委員長

ありがとうございました。

○沖 専門委員

以前にも申し上げたことがあるかと思うのですが、「効果の計測」のところで「多面的機能の評価」が「景観・環境保全効果」で、3つのものがまとまってということで、これは結構だと思うのですけれども、その評価法でCVM、TCM等々ですね。「農道環境整備効果」、「水質浄化効果」等々はその評価法で評価ができるかと思うのですが、「水辺環境整備効果」はこれらだけで上手く評価できるのかなというのが、いまだに私自身答えが出ていないところでございまして、もう少し詳しいお考えを聞かせていただきたいというのと、どういう方向でお考えになっているか、ちょっとご説明いただければありがたいです。

○三野 小委員長

簡単に説明いただけますか。

○角田 事業計画課長

仮想市場評価法、CVMといっていますが、例えば水辺環境を整備することによっていい環境ができるので、一般の人がそこを朝夕の散歩道に使いたいという便益が出てくる。

そういう整備を行うことについて、では、あなたはどれぐらいの支払い意思額がありますかということをアンケートで聴いて、その支払い意思額をもってその効果を評価していくことなのですが、ただ、その書き方を間違えると非常に広い範囲に聴いて、効果が非常に大きく算定されるおそれや、アンケートそのものの質問の設定の仕方はどうかといったことがあって、調査の対象範囲、その施設の整備に関する範囲をある程度限定しなければいけないとか、質問票の支払い意思額の設定の仕方においても、ダブルバウンド方式といって抵抗回答といったものがあるので、それらは排除する仕組みを設けています。CVMの手法として、そのような手法はある程度確立されており、他の公共事業でも実績が相当あるので、基本的にはその確立された手法を応用していくということですけれども、ただ、この基盤整備に相応しいやり方を検証していかなければいけないと思っています。マニュアルの中で、その適用を間違わないものを作りたいと思っていますし、いずれその手法のマニュアルができた段階で、委員にもお示ししていきたいと思っています。

○沖 専門委員

内容そのものをしっかりとご説明していただかないと困ると思います。私どもも、同様の試行をしていますが、身近にある水辺環境に関心をもたれている方は、結構お金を払ってもいいですよという雰囲気です。しかしながら、その水辺から離れれば離れるほど、支払い意思額が少なくなるという相関関係がきれいに出てきます。

といったこともありますので、対象範囲、項目は、事前に念を入れてチェックしていただいた方が良いのではないかと思います。

○三野 小委員長

その他、何かございますでしょうか。効果の評価について、昔からいろいろ取り沙汰されて部分改正になっておりましたが、今回はかなり大きな改正かと思います。特に何かご注意いただくことがありますでしょうか。

○岩崎 専門委員

簡単に1つだけ。資料2-2に旧項目と新項目と載っていて、新項目の中に「国土造成効果(干拓事業のみ)」があるので、この項目はすべての事業に共通で用いられるものですね。そうすると、対象事業が非常に限られているものをあえてこのように載せる必

要があるのかということと、どのところにも丸がついていないので、全部丸なのかわかりませんけれども、何かちょっと違和感があるので、それぞれの事業にプラスアルファの効果項目を立てる方がまだいいのかなという気がしています。わざわざ変えたのに、これがまたここにあるのはちょっと違和感を感じましたので、ご検討を願えればということです。

○三野 小委員長

ご指摘いただきましたので、事務局でまたしっかり検討いただければと思います。

○林 専門委員

実際に効果算定を行っている立場で 2 点ほどお願いしたいのですが、1 つは、環境に関する CVM は、やりようによっては事務量が膨大に増えるし大変な作業だと思うのですが、具体的な方法が決まつていればその方法を教えていただきたいということ。

もう一点は、参考値としての効果がありますね。これは資料 2 4 の 4 ページに書いてあるのですが、「食料の安定供給に関する効果」や「地域経済への波及効果」。この参考値としての効果の取り扱いは実際の効果算定上どのように表示され評価されるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○三野 小委員長

では、お願いいいたします。

○角田 事業計画課長

CVM については、昨年、いろいろ試算した例もありますので、別途ご説明したいと思います。参考値としての効果ですが、これは、B / C の中には入れないけれども、この事業を実施することによって、それ以外の効果として、こういうものがありますというのを別途お示しするという性格のものです。事業のいろいろな効果を多角的にアピールしていくというねらいです。

○三野 小委員長

よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

○黒川 臨時委員

いずれにせよ、計算すると B / C が 1 を超えているかどうか、条件不利地域や農村地域は 1 を超えているかどうかを採択の条件にするのですけれども、いっぱい計算する便益の可能性、費用の方はおよそわかりますよね。そうすると、ある程度計算して 1 を超えそうだといったらわざわざ出さなくてもいい。要するに採択条件は 1 だということを前提に

すると、コンプリヘンシブに全部の便益を考えなくても道路だって河川だって、みんなそうなのです。河川は下流の危険をどう減らしたかだけとか、道路の場合はどれだけ時間を短縮したかとか。便益は他にもいっぱいありますよね。しかし、それを測らないのは 1.5 を超えたら採択できるというのが国の予算の取り決めのときの判断基準になっているからなのですね。そうすると、すごく苦労して 2.8 にするのか、3.2 にするのかということより、1 を超えていれば問題ないという議論で計算するとすると、CVM 1 個でオーケーになってしまふとか、どれかを計算して 1 個でオーケーになる可能性があるのですね。

だから、コンプリヘンシブに便益を計算して合計することの意味と、現場で計算される方はどこまで苦労して計算すべきなのかということで、ここにもマニュアルが要ると思うのですね。

私は、公共事業の事業評価を幾つかの県でやらされているのですが、河川は断然有利なのですよ。都市公園などは最悪なのですね。出てこない。マニュアル上最小限で計算すると効率がすごく悪い。どんなに質の悪い道路でも 3.5 を超えるのですね。だから、この問題で 1 はどういう意味をもつのかとか、全体の事業に関する便益はどういう意味をもつべきなのかということに関する単純に予算の採択の条件でできるだけイージーに計算できるというのだったら、それはそれでそのようにちゃんとマニュアルとして指導してあげるべきなのですね。一番大きそうなものを選んで計算してあとは計算しないけれども、これだけで 1 を超えましたというのでもいいと思うのですけれども、そのところの考え方がどうなっているのか是非知りたいのですね。

○三野 小委員長

簡単にお答えいただけたらと思います。

○角田 事業計画課長

これまで土地改良法では、要は 1.0 をクリアするかどうかということを確認するようになっていたわけです。ですから、おっしゃるとおり 1 を出ればそれでいいというところがあつたのですが、今は 1 ぎりぎりでは、そんな効率の悪い事業でいいのかという批判がありますし、農業農村整備事業を行う効果は非常に多岐に及んでいるということをきちんと評価して国民の方々に理解していただかないといけないという問題意識です。

○黒川 臨時委員

そうすると、現場の人はこれだけの部分を端から端まで全部計算しろといつてはいる？

そのマニュアルですよという話？

○角田 事業計画課長

はい。

○黒川 臨時委員

簡単にいえば、1が目標ではないと。

○角田 事業計画課長

そうです。

○三野 小委員長

出てきた数値そのものも評価の基準になるということでございますので。

大体ご意見が出尽くしたように思います。

それでは、この事業効果の問題は一応ご了承いただいたということで、先へ進めていた  
だくということで了解いただいたということにしたいと思います。

大変ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事を終了いたしました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

○角田 事業計画課長

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

次回は、9月21日（木）に宮城県での現地調査、26日（火）には新潟県での現地調査を  
予定しておりますので、事務局からご出欠の問い合わせをさせていただいているけれど  
も、よろしくお願ひします。

また、第5回につきましては、10月27日（金）を予定しておりますので、よろしくお願ひ  
いたします。

それでは、以上をもちまして、本日の小委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

了